

社会福祉法人安芸会 役員等の報酬規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人安芸会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

役 職 名	用 務	報 酬 額
理事長	理事長業務	150,000円（月額）
理事・監事	理事会・評議員会出席報酬等	12,000円（日額）
評議員	評議員会出席報酬等	12,000円（日額）

（役員等の支給方法）

第4条 役員等の報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用弁償の支給）

第5条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、職員の出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第6条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 400 万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 50 万円以内とする。

3 この法人の全評議員の報酬総額は、年間 50 万円以内とする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 26 日から施行する。

令和 6 年 6 月 17 日 一部改正 [第 3 条の表、第 6 条 1 項]

令和 7 年 6 月 19 日 一部改正 [第 3 条の表]

(旧規則の廃止)

平成 25 年 4 月 1 日から実施の役員等報酬規程は、これを廃止する。